

## ○高知県登録の建築士に対する処分について

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定に基づき、二級建築士に対し、次のとおり処分した。

### 1 処分をした年月日

平成26年12月3日

### 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

福正 浩  
二級建築士  
第4421号

### 3 処分の内容

戒告

### 4 処分の原因となった事実

定期講習受講義務違反に該当